

令和6年 9月 1日

住 所 京都市伏見区南寝小屋町9 1 番地

事業所名 安田産業株式会社

代表者名 安田 奉春

桜井市長 松 井 正



〔法人にあつては、主たる事  
務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名〕

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第52条第6項の規定により、下記のとおり許可する。

### 記

- |                      |   |
|----------------------|---|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類       | 一般可燃ごみ（動植物性食品残渣に限る）<br>（し尿、浄化槽汚泥及び特別管理一般廃棄物を除く） |
| 2 収集・運搬・処分の区別        | 収集及び運搬  |
| 3 運搬先・処分先・処分方法       | 京都有機質資源株式会社                                     |
| 4 作業場所               | 桜井市内  |
| 5 処理施設の種類、設置場所及び処理能力 | 該当なし  |
| 6 業者番号               | 第 F - 3 号                                       |
| 7 許可の有効期間            | 令和6年 9月 1日から<br>令和8年 8月31日まで                    |
| 8 許可の条件              | 月間搬入量 1. 20トン<br>(年間搬入量 14. 40トン)<br>裏面記載のとおり   |

## 一般廃棄物収集運搬業者の許可条件

- 1・桜井市内で収集した一般廃棄物は、桜井市グリーンパークに搬入すること。また、桜井市外で収集した一般廃棄物を桜井市グリーンパークに搬入しないこと。
- 2・車検や修理などにより許可車両以外によって搬入する場合は、要綱第3号様式（第6条関係）代車等使用届出書を事前に提出し承認を受けること。
- 3・~~一般家庭より排出される粗大ごみは、品目に応じた「粗大ごみ収集利用券」を貼付け、環境部施設課が発行する「一般家庭から排出される廃棄物の運搬依頼書」を持参して搬入すること。但し、家電リサイクル法対象の製品、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法対象の製品、及び処理困難物と指定のあるものは搬入しないこと。~~
- 4・許可申請書及び添付書類に記載した事項に相違した業を行わないこと。
- 5・許可車両の両側面には、業者名を表示すること。
- 6・許可車両には桜井市の一般廃棄物収集運搬業の許可証を明示すること。
- 7・作業に従事する者は、従業員証を常に携帯させること。
- 8・一般廃棄物の収集、運搬の際には、各事業所に半透明若しくは透明の袋に入れて出すように指導し、廃棄物が飛散又は流出しないようにするとともに、悪臭、汚水、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 9・無蓋車両のシート類は十分な大きさのものを使用し、ロープその他の付属品（予備品を含む）を常備すること。
- 10・場内及び近隣の車道等、歩道は通学路のため駐停車しないこと。  
（場内への入場はAM8：40以降）
- 11・事業所から排出される粗大ごみ・資源物・処理困難物・産業廃棄物及び感染性医療系廃棄物は搬入しないこと。
- 12・資源物の有効利用と分別について、事業者の協力を得て収集運搬業者は、適正に運搬すること。
- 13・業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、関係省令並びに「桜井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」及び条例施行規則、要綱等遵守すること。
- 14・許可の条件に違反した場合は、許可の有効期間に関わらず許可を取消し、又は期間を定めてその全部若しくは一部の停止を講ずる。
- 15・「欠格条項に該当しない旨の申請書」の自己申告書に誤りが判明した時は、許可を取消す。
- 16・車検証に記載されている、最大積載量を超えないこと。